

重要事項説明書（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス提供の開始にあたり、犬山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和2年条例第45号）の規定に基づき、羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター（以下「事業所」という。）があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所名	羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター
所在地	犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1
連絡先	TEL(0568)68-1635 FAX(0568)67-5410
事業所指定日・指定番号	平成29年4月1日 第2303400044号
営業日・営業時間	月曜日から金曜日 8:30から17:15まで ※ただし、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く
サービス提供地域	犬山市

2. 当事業所の法人の概要

法人名	医療法人 啓友会
所在地	犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7番地1
代表者	宮崎 貢一
連絡先	TEL(0568)68-0461 FAX(0568)68-1665

3. 委託先居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業者による介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを希望された場合のみ記入）

事業所名	
所在地	
連絡先	
事業所指定日・指定番号	
営業日・営業時間	

4. 職員の職種、人数及び職務内容

- (1) 管理者は1名で、職員及び事業の管理を一元的に行います。
- (2) 保健師、看護師又は介護支援専門員等は4名以上で、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）を作成するとともに、介護予防サービス事業者及び関係機関との連絡調整等を行います。

5. 事業の目的、運営方針

(1) 事業の目的

高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続し、その心身の健康の維持、保健福祉の向上及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- 利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な保健、医療及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。
- 利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう努めます。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平中立に行います。
- 保険者及び関係機関との連携に努めます。

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス内容

- (1) 利用者と家族等への面接等による総合的な課題把握を行った上で、介護予防サービス計画書等の作成を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、懇切丁寧におこなうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることや介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について説明を行い、利用者の理解を求めます。
- (3) 利用者による適切なサービスの利用に資するよう、介護予防サービス等の内容、利用料等の情報提供を行います。
- (4) 指定介護予防サービス事業者や医療機関等の関係機関との連絡調整を実施します。（連絡調整実施の観点から、病院や診療所に入院する際には、当事業所に連絡いただくとともに、入院先にも担当職員の氏名等の連絡をお願いします。）
- (5) その他必要な相談及び援助を行います。サービス提供・相談を受ける場所は、事業所内及び利用者宅や相談室等。その他必要と認められる場所について行うものとします。

7. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金

- (1) 犬山市介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書第6条に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要する費用は、介護保険法及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）犬山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年要綱第24号）第7条に基づ

き下記の額とします。ただし、介護保険法及び上記基準に変更があった場合は、それに準ずるものとします。

項 目	単 位	1 単 位	金 額
介護予防支援費（1か月あたり）	442 単位	10.42 円	4,605 円
初回加算 ※1	300 単位	10.42 円	3,126 円
委託連携加算 ※2	300 単位	10.42 円	3,126 円

※1）新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に指定介護予防支援を提供した場合の加算

※2）高齢者あんしん相談センターが居宅介護支援事業所に、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを委託する初回に算定

- (2) 担当職員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）による支払いが必要になります。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る費用については、介護保険及び地域支援事業から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、介護予防サービス計画等の作成について、必要な手続きがされていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で給付が行われなかった場合など、法定代理受領ができなくなった場合には、一時的に厚生労働大臣が定める基準の額を負担していただき、申請により、保険者から払い戻しを受ける場合があります。
- (4) 事業所は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

8. 苦情等の申立先

- (1) 羽黒・池野地区高齢者あんしん相談センター 0568-68-1635
- (2) 犬山市高齢者支援課 0568-44-0326
- (3) 愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

9. 事故発生時の対応

担当職員は、利用者に介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、管理者、市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者もしくは、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等から個人情報の同意書により同意を得ます。

11. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行います。

1 2. 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わないとします。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など記録等を行います。

1 3. 業務継続計画の策定等(BCP)

業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるよう措置を講じます。

1 4. ハラスメント対策強化

- (1) 事業者は、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。
- (2) ハラスメント防止のための基本方針を整備し、事業所の職員に対してハラスメントを防止するための研修を実施します。
- (3) 利用者及び家族等が当事業所の職員に対して行う、
①身体的暴力 ②精神的暴力 ③セクシャルハラスメント を禁止します。
- (4) 利用者及び家族等から当事業所の職員に対してハラスメント行為があった場合は、契約を解除する場合があります。また行為の内容により、関係機関への連絡、相談等の措置を講じます。

1 5. 提供するサービスの第三者評価の実施

未実施

私は、本説明書に基づいて、当事業所の職員（ ）から、上記重要事項の説明を受け、その内容を理解し、同意致します。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

㊞

代筆者 住 所

氏 名

㊞

(続柄:)

家族代表者 住 所

氏 名

㊞

(続柄:)